

市では収集しないごみ



市HPの二次元コード ▶

次のごみは、市では収集しません。出された場合は警告ステッカーを貼ります。
出した人は持ち帰り、適切な処分をしてください。

<p>1 一時多量ごみ 引っ越しごみ</p>	<p>引っ越し、大掃除、 庭の刈り込み等で 生じる一時多量ごみ</p>	<p>直接搬入</p>	<p>持ち込み先(裏表紙参照) もやすごみ-清掃工場 もやさないごみ-不燃物処理場 (電話でご相談ください。)</p>
<p>2 事業ごみ (家庭以外のごみ)</p>	<p>事業活動によって発生したごみ (飲食店・サービス業・製造業・加 工業・農林漁業・商店・事務所等)</p>	<p>自己処理が義務付けられていま す。 事業者の責任で処理するか、収 集運搬許可業者に依頼してくだ さい。</p>	
<p>3 冷蔵庫及び冷凍 庫・エアコン・テレ ビ・洗濯機及び衣 類乾燥機</p>	<p>家電リサイクル法に基づき、リサイクルしてください。 ※詳しくは17ページをご覧ください。</p>		
<p>4 パソコン</p>	<p>資源有効利用促進法に基づき、リサイクルしてください。 ※詳しくは18ページをご覧ください。</p>		
<p>5 分解した電化製品</p>	<p>品物の判別ができなくなるため分解しないでください。</p>		
<p>6 処理できないごみ</p>	<p>販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼してください。 農業用機具および資材・浴槽・建設廃材・自動車部品・バイク部品・ バッテリー・ピアノ・ビニール波板・灰・農業用ビニール・農薬等</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>消火器・ ガスボンベなど</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>農機具・パイプ(建設用・ 農業用)・農薬など</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>バッテリー・バイク・ タイヤ・ホイール・ オイルなど</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ブロックやコンクリート片・ スレート・石膏ボード・瓦・石・ 土砂など</p> </div> </div>		
<p>7 その他 (直接搬入できる 品物もあります。)</p>	<p>くわしい処分の仕方については、ごみの分別一覧表の「処理方法お よび注意事項」をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦波・雨戸・雨とい・網・網戸・育苗箱 ・ガス給湯器・鏡台(ドレッサー)・金庫・草刈り機・米収納缶 ・スロットマシーン・セメント・洗面台・ソーラー温水器 ・タイル・畳・電気温水器・電気柵・ドラム缶 ・流し台 ・パチンコ台・ピータイル・大量の肥料袋・仏壇・ペットのふん・土・ 砂・フロン抜き取り処理をしていない冷風機など ・便器・ボイラー ・窓枠(サッシ)・溝ふた(グレーチング)・物置・ロッカー 		

収集しないごみ
P.16～20